

( 整理番号 0230 )

令和2年度 栃木地方最低賃金審議会  
第3回 栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会 議事要旨

公 開

開催日時	令和2年10月16日(金) 14時00分～16時35分					
出席状況	公 益 代表委員	出席3人	労働者 代表委員	出席3人	使用者 代表委員	出席3人
		定数3人		定数3人		定数3人
主要議題	1 金額改定について 2 その他					
議事録・議事要旨	議 事 要 旨					
<p>1 金額改定について</p> <p>(1) 労使双方の主張について</p> <p>ア 労働者代表委員の見解及び主張</p> <p>(ア) 倒産件数について30年ぶりに倒産件数が少ない状況にあるが、コロナの状況によって懸念される。栃木県の移住相談が過去最高であるが、転出したいとする方も過去最大となっており、人の移動が激しい状況から、栃木県の魅力の向上、環境整備のためにも引上げが必要である。また、栃木県における自動車産業は県内最大で、組合員数は35,000人を超え、未組織者を含めるとその倍以上で、影響力が大きく重要である。労働協約の最低額は940円であり、高卒初任給は164,000円で時給額に換算すると1,000円になることから、引上げが必要であると主張した。</p> <p>具体的な金額としては、島根県が8円で結審していることから、8円の引上げを提示した。</p> <p>(イ) コロナ禍の先行き予測不能な状態は認識するが、経済を好循環させていくためには前向きな議論が必要である。また、倒産の主な原因は、これまでは人材不足であったが、後継者不足が第一要因となっている。人を雇って育てることに相当な課題感があると考え。優秀な人材を集めるためには、賃金が大きな要因と考え、埼玉県との格差を縮める必要があり、埼玉県に1円プラスして6円の引上げを提示した。</p> <p>また、自動車産業内のセーフティネットとして、最低の賃金水準という位置づけを考え、産業の優位性を考慮いただきたいと主張した。</p> <p>(ウ) 栃木の自動車産業は一番大きな産業であり、高い労働生産性を有している。全産業を100とした付加価値生産性は、製造業は120%、金属は130%、輸送用機械器具製造業は160%くらいで、自動車産業は高い次元で仕事をしている。</p> <p>人の流失関係や優秀な人材確保の観点からは、埼玉県が5円引上げで966円となっていることから、5円の引上げを提示した。</p>						

(エ) 根拠が難しいところ、使用者側が使用する第4表のBランク産業計の賃金上昇率が0.4%で、現行の917円に0.4%を掛けると3.6円になることから、4円の引上げを提示した。

#### イ 使用者代表委員の見解及び主張

(ア) 1月から6月までの上半期における生産台数は、世界の主要15市場、中国、アメリカ、インド、フランス、韓国、ドイツなどで、2601万台となり例年より31%減となっている。そのうち日本は344万台で27%減となっており、生産も販売も大きく落ち込み、コロナの影響が大きく厳しい状況である。

地域別最低賃金が1円引上げになったことから、1円の引上げを提示した。

(イ) 現時点では1円以上の引上げは難しい。

新型コロナは、初めて全国に緊急事態が宣言され、その影響がものすごく大きい。GDPも新型コロナ関係によってかなり大きく落ち込んでいる。

中賃においても雇用の維持が最優先としていること、最低賃金を決めるに当たっての三要素のうちの事業の賃金支払能力が、コロナによって非常に落ちていることを考慮する必要があると主張した。

(ウ) 現段階においては、1円以上は言いにくい。

今回の新型コロナによって、各企業は相当な痛手を受けて支払能力が落ち、個別企業だけではなく全体に関わっている。自動車産業は生産で3割、販売で2割くらい落ち込んでおり、コロナの影響を受けた直後においては、大幅な引上げは難しいと主張した。

(エ) 県内塗料が2円で結審しており、他部会への影響も考えると、限界として2円の引上げを提示した。中小零細企業はコロナ禍において苦しんでおり、この特殊な事情を考慮してほしいと主張した。

(オ) 例年とは違うこの特殊事情を考えると、使用者代表としては2円以上は提示できないと主張した。

#### (2) 結審状況等について

労働者代表委員4円の引上げ、使用者代表委員2円の引上げを提示され、これ以上の進展は見込めず、公益見解を示すことになった。

公益委員は、これまでの審議経過、労使それぞれ代表委員の主張を尊重し、その上で、新型コロナウイルス感染拡大による現下の経済情勢及び全国の自動車製造業の結審状況、並びに地域別最低賃金の状況、これらを総合的に勘案して、現行額を3円引上げ、時間額920円を提示した。

協議の結果、労働者代表委員は「公益見解を尊重し了承」したが、使用者代表委員は「3円の引上げは了承しかねる」と主張し、全会一致に至らなかったため部会採決となり、採決の結果、賛成5反対3の賛成多数で結審した。

また、審議会会長あての報告書について審議し、原案どおり決議された。

#### 2 その他

特になし